

後見人等Q & A



※ 後見制度（成年後見，保佐，補助，未成年後見）とは，判断能力が不十分な方（ご本人）を法的に保護し，支えるための制度です。そのため，成年後見人，保佐人，補助人及び未成年後見人（以下「後見人等」という。）は，本人の意思を尊重して職務を行う必要があります。

保佐人や補助人についても，財産管理に関する代理権が付与されている場合には，成年後見人と同様です。また，後見人等は，本人を支援する公的な立場にあることから，本人の財産を管理するにあたっては，他人の財産を管理しているとの自覚のもとに行う必要があります。

※ 職務を行う上で分からないことがある場合，まずこのパンフレットをご覧ください。このパンフレットは，後見人等になられた方を対象に，その職務の具体的内容や責任についてまとめたものです。

令和3年4月改訂 山形家庭裁判所

目 次

- Q 1 後見人等の最初の仕事 1**
後見人等に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。
- Q 2 後見人等であることの証明 2**
後見人等であることの証明を求められたときは、どうすればよいのでしょうか。
- Q 3 後見人等が転居した場合、氏名が変わった場合等 3**
後見人等や本人が、転居したため、住所が変わりました。何か手続が必要でしょうか。
- Q 4 後見監督事務について 4**
「後見監督」「後見事務の報告」というのは、どういうことをするのでしょうか。
- Q 5 身上保護について 5**
「身上保護」というのは、どういうことをするのでしょうか。
- Q 6 出納の記録 6**
本人の生活費などお金の出入りについて、どのように管理すればよいのでしょうか。
- Q 7 預貯金の管理の仕方 8**
①利回りの良い方法で運用してもよいのでしょうか。
②口座の名義変更の必要がありますか。
- Q 8 財産の使い道 9**
お金を使う際、具体的にどのようなものに支出してよいのでしょうか。また、支出してはいけないものには、どのようなものがあるのでしょうか。
- Q 9 慶弔費の支出 12**
本人の親戚や親しい知人の冠婚葬祭に際し、本人名義で本人の財産から香典やお祝い金を支出してもよいのでしょうか。
- Q 10 本人の財産の処分 13**
本人が自宅とは別に所有している土地を売却したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

Q 11 本人の自宅の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

本人は、入院が長引いていて、自宅に戻ることは難しいようです。本人の自宅が空き家になっていて不用心なので、売却したいと思っています。

Q 12 遺産分割に当たっての留意点・・・・・・・・・・・・ 15

近々、遺産分割が予定されていますが、本人は相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、本人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。

Q 13 本人の財産が少なくなったとき・・・・・・・・・・・・ 17

本人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまうたら、後見人等が本人の生活費を負担しなければなりませんか。

Q 14 本人の財産が多額になったとき・・・・・・・・・・・・ 18

管理財産が多額なのですが、家庭裁判所から後見制度支援信託・支援預貯金という制度があると聞きました。いったいどういう制度なのでしょうか。

Q 15 報酬の付与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

後見人等には報酬が支払われると聞きましたが、後見人等が親族の場合でも払ってもらえるのですか。もらえるとすれば、いくらくらいもらえるのですか。

Q 16 後見人等の辞任について・・・・・・・・・・・・・・ 20

高齢や病気のため、後見人等の仕事をこれ以上続けていくことができません。どうしたらよいのでしょうか。

Q 17 本人が危篤状態、亡くなった場合の費用について・・・・・・・・ 21

本人が危篤状態になった場合、死亡後の葬儀費用を準備していいのでしょうか。また、本人が亡くなった場合、入院費用、家賃、葬儀費用を支払っていいのでしょうか。

Q 18 後見人等の任務の終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- ①後見人等に選任されましたが、後見人等の役目はいつまで続くのですか。
- ②後見人等の役目を終えるときには何をしたらよいのでしょうか。

巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（コピーの取り方、事務報告書・財産目録・収支予定表の記載例、
財産管理Q & A（チェックリスト））

Q 1 後見人等の最初の仕事

後見人等に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。

- A 後見人等に選任されてから 1 か月以内に、本人の生活状況や財産状況を調査し、①事務報告書（就職時）、②財産目録（通帳の写し添付）、③収支予定表を提出してください。作成に必要な用紙は選任時に家庭裁判所から交付します。**

後見人等には、本人の財産を管理する義務があります。そのために、まず、本人の財産の内容を正確に把握する必要がありますので、本人の収入や支出、資産、負債などについて調査をしてください。また、これまで後見人等以外の方が本人の財産を管理していたような場合には、速やかに財産の引継ぎを受けてください。

そして、財産の調査をした上で、「事務報告書（就職時）」、「財産目録」、「収支予定表」の書類を作成し、通帳の写しなどの資料をつけて、後見人等に選任されてから 1 か月以内に提出していただくことになります。

また、本人又は本人の親族から財産調査の協力を得られない場合は、成年後見人に限り、家庭裁判所に郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）申立てを行い、本人宛ての郵便物を成年後見人に転送する手続があります（民法 860 条の 2）。詳細は家庭裁判所にお問い合わせください。

1 財産目録

「財産目録」とは、本人の預貯金、生命保険、株式などの有価証券、不動産、負債その他について、本人の資産の内容全てを個別具体的に記載した一覧表のことです。記載方法は巻末資料の記載例をご覧ください。

2 収支予定表

収支予定表とは、本人の 1 か月あたりの収入と支出を見積って、それを一覧表にしたものです。

年金は通常 2 か月毎に支給されるため、その半額を計上し、固定資産税のように支払いが毎月でないものは年額を 12 分の 1 した額を月額とします。さらに、入院費のように、その月によって金額が異なるものは、それまでの実績をみて大まかな平均額を算出してください。記載方法は巻末資料の記載例をご覧ください。

3 通帳の写し等

家庭裁判所へ財産目録を提出する際は、財産目録に記載した預貯金通帳の写しを提出していただきます。そのほか、後見人等に選任された後に新たに判明した財産がある場合には、さらにその資料の写しを提出していただく必要があります。

預貯金通帳や資料のコピーの取り方は巻末資料をご覧ください。

Q 2 後見人等であることの証明

後見人等であることの証明を求められたときは、どうすればよいのでしょうか。

A 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）は、法務局から取得した登記事項証明書を使用してください。

未成年後見人は、未成年被後見人の本籍地の市町村役場から戸籍謄本を取得してください。

1 後見人等の職務を行うにあたって、後見人等であることの証明を求められる場合があります。

家庭裁判所は、後見人等及び本人の情報を、成年後見人等選任の場合は東京法務局に登記嘱託し、未成年後見人選任の場合は、未成年被後見人の本籍地の市町村役場に戸籍記載の嘱託をします。

2 成年後見人等であることの証明が必要な場合には、東京法務局へ「登記事項証明書」の申請をしてください。申請書に所定の事項を記載した上で、手数料（収入印紙で納付してください。金額は東京法務局にお問い合わせください。）と封筒の規格と重量に応じた返信用切手を貼った封筒を同封し、次の宛先に郵送で申請してください。

〒102－8226

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話03－5213－1360（ダイヤルイン）

即日、法務局の窓口での交付申請及び受領を希望される場合、当庁管内では、山形地方方法務局（山形市緑町所在、電話023－625－1321）でのみ手続きができます。

3 法務局の登記手続及び市町村役場戸籍手続が完了する前に、後見人等であることの証明を求められた場合は、家庭裁判所作成の審判書謄本及び審判の確定証明書（未成年後見人は不要）を、後見人等であることの証明書としてお使いください。

審判書謄本が必要な場合は、1通につき審判書の枚数×150円（収入印紙）の手数料が必要です。確定証明書は1通150円（収入印紙）の手数料が必要です。いずれも審判をした家庭裁判所に申請してください。申請書用紙は家庭裁判所の窓口またはホームページから取得することができます。

Q 3 後見人等が転居した場合、氏名が変わった場合等

後見人等や本人が、転居したため、住所が変わりました。何か手続きが必要でしょうか。

A 成年後見人等や本人が転居した場合は、家庭裁判所への報告及び東京法務局への登記事項変更登記申請が必要です。

未成年後見人や未成年被後見人が転居した場合は、家庭裁判所へ報告してください。

1 後見人等や本人が転居により住所が変わったり、婚姻、離婚、養子縁組などにより姓が変わったりすることがあります。その場合、後見人等は、まず家庭裁判所へ連絡をしてください。

2 成年後見人等は、東京法務局に登記事項変更の登記申請書を提出してください。

登記された後、登記された内容を証明するのが「登記事項証明書」で、Q 2 記載の方法で変更後の証明書を取得してください。

3 そのほか、後見人等や本人の住所が変わった場合は、Q 4 で説明する報告書にその旨を記載するほか、任意の様式で随時報告することもできます。

報告方法について不明な点がある場合は、家庭裁判所までお問い合わせください。その際は、後見人等及び本人のお名前をお伝えください。

Q 4 後見監督事務について

「後見監督」「後見事務の報告」というのは、どういうことをするのでしょうか。

A 「後見監督」とは、後見人等の仕事が適正になされているかどうかを確認するため、家庭裁判所が、後見人等に対して、定期的に報告を求め、調査を行うことをいいます。

後見人等になられた方には、普段から本人の財産状況や生活状況をきちんと把握し、少なくとも年に1回、後見事務報告書と財産目録、最新の通帳の写しを家庭裁判所に提出していただきます。

1 これらの書式については、後見人等就任の際に交付しますので、それをお使いください。また、裁判所のホームページからダウンロードしていただくこともできます。

2 報告書等の提出時期は、原則、毎年の本人の誕生月としていますが、他の月にしたい場合は、申請により誕生月以外とすることも可能です。
報告書等の提出については、ご自身でスケジュール管理をして、その報告月になったら報告書等を家庭裁判所に提出してください。
家庭裁判所からは事前に報告月のお知らせはいたしません。

3 後見人等から報告書が提出された後、家庭裁判所では、提出された報告書、財産目録及び通帳の写し等と、それまでに提出された「収支予定表」を精査し、後見事務が予定どおり適正に行われているかを審査します。

4 審査の上、後見人等の事務の是正が必要な場合は、裁判官から指示がなされます。また、後見人等が不正を行った場合は、後見人等を解任され、民事上や刑事上の責任を問われる場合があります（Q 8 参照）。このようなことにならないように適切な後見事務を行うとともに、後見人等の事務の内容が分かるように、適切な報告書等を家庭裁判所に提出していただく必要があります。

なお、報告書等の記載の仕方は巻末資料を参考にしてください。

Q 5 身上保護について

「身上保護」というのは、どういうことをするのでしょうか。

A 後見人等の職務である「身上保護」とは、本人の生活，治療，介護などに関する法律行為を行うことをいいます。

- 1 例えば、本人の住居の確保及び生活環境の整備，本人の治療や入院の手続，施設等への入退所の手続や契約などがこれに該当します。

身上保護にあたっては、本人の意思を尊重し、心身の健康状態や生活状況に配慮することが求められます。

- 2 ただし、**食事の世話や実際の介護などは後見人等の職務に含まれません。また、手術などの医療行為について、同意・不同意の決定権は原則として後見人等の職務には含まれませんので、本人の親族等に判断してもらうようにしてください。**

Q 6 出納の記録

本人の生活費などお金の出入りについて、どのように管理すればよいでしょうか。

A 収入・支出については、本人の分と、本人の家族や後見人等の分とは区別して管理してください。収入・支出はできる限り預貯金通帳の記載内容から分かるようにし、現金で管理している部分については、金銭出納帳をつけてください。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等は保管しておいてください。

- 1 後見人等を選任された方が、本人の親族である場合もありますが、後見人等となった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。
- 2 病院の入院費、施設の費用、税金、保険料などで口座引き落としが可能なものについては、できるだけ自動引き落としにするなど、収支はなるべく預貯金通帳で管理することをおすすめします。その上で、現金で管理している部分については、金銭出納帳をつけ、領収書やレシートを保管しておいてください。金銭出納帳については、家庭裁判所へ提示していただくことがあります。

金銭出納帳（記載例）

通帳口座から引き落として手元管理をする現金について、出入金年月日、入金額、支出内容、支出金額、残高を書き留めておくものです。一般に売られているノートでかまいません。ノートを利用したときの記載例は次のとおりです。

年月日	収 入	支 出 内 容	支出金額	残 高
3. 3. 1	50,000 (普通預金から)			50,000
3. 3. 5	↑	学級会会費	3,000	47,000
3. 3.10		受験のバス代	840	46,160
3. 3.15		小遣い ↑	3,000	43,160
↑ 金銭の出入りのあった年月日です。	↑ どの通帳からいくら引き落としたかを記入します。	↑ どういう名目で支出したかを記入します。	↑ 実際に支出した金額を正確に記入します。	↑ 現在手元にある現金の残高になります。

(注)1 預金通帳から自動引落とし等になっている事項（施設費用、税金、年金、電話代等）や定期預金については記入する必要はありません。

2 家庭裁判所に報告する際には、財産目録の「現金」欄に、最終残高を記入してください。

Q 7 預貯金の管理の仕方

- ① 利回りの良い方法で運用してもよいのでしょうか。
- ② 口座の名義変更の必要がありますか。

A

- ① 金利が低くても元本が保証される安全確実な方法で管理してください。
 - ② 後見人等を選任されたら、速やかに、その旨を金融機関に届出してください。通帳の名義は、なるべく、例えば「成年被後見人〇〇（本人の氏名）成年後見人△△（後見人等の氏名）」にしてください（ただし、金融機関によって取扱いが異なります。）**本人の通帳などは、原則、後見人等自身がきちんと管理してください。**
- 1 後見人等は、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人の財産を管理しなければなりません。そうすれば、必然的に危険を冒し投資して収益を図るよりも、安全確実な方法が求められることになるでしょう。
- 2 後見人等選ばれたら、その後の安全、円滑な取引のために、その旨を金融機関に届けてください。その上で、通帳の名義をなるべく「成年被後見人〇〇（本人の氏名）成年後見人△△（後見人等の氏名）」に変更してください。これは、後見人等の財産と本人の財産とを明確に区別するためです。ただし、金融機関によって取扱いに違いが見られるようですので、個別のケースでは各金融機関にご相談ください。
- 3 特に、普通預貯金は1つの口座に集約するようにし、定期的な支出（施設費用、光熱費など）については、可能な限り、当該口座からの自動引き落としがされるようにしてください。**
- 4 本人が施設に入所しているような場合でも、本人の通帳は、原則、施設ではなく後見人等が管理してください。何らかの事情で後見人等が管理できず、施設等が管理するような場合には、必要かつ相当な金額にしてください。**

Q 8 財産の使い道

お金を使う際、具体的にどのようなものに支出してよいのでしょうか。また、支出してはいけないものには、どのようなものがあるのでしょうか。

A 本人の財産は、原則として、本人の生活を維持することに直接関係すること以外には支出してはなりません。後見人等の財産管理が不十分・不適切で本人に損害を与えた場合、民事裁判の提起をされたり、業務上横領罪として告発されたりすることがあります。また、本人のための支出でも必要最低限の支出にしてください。

- 1 本人の財産は、原則として、本人が直接利益を受けること以外に關して使ってはなりません。後見人等の費用はもちろんのこと、本人の親族のための費用も、本人の財産から支出することは許されません。
- 2 本人以外の人のために本人の財産を使った場合には、その分について家庭裁判所から返還を指示されたり、後見人等を解任されたり、損害賠償請求の民事訴訟を提起されたり、業務上横領罪として告発されたりすることがあります。
- 3 原則として本人の財産から支出できるもの
 - ①本人の生活費（本人の食費、被服費、光熱費、住民税、健康保険料等）
 - ②本人の療育看護（身上保護）のための費用（本人の医療費、施設の費用等）
 - ③本人の財産を管理するための費用（本人の所有する不動産の管理費等）

本人の食費、被服費、医療費、財産管理費等、本人自身の生活に必要な費用については、本人の財産から支出することができます。ただし、本人の収入・資産等に照らして相当と認められる範囲内という制約があります。後見人等としては、本人の財産の総額、今後の収入の見込み、支出の必要性、金額等を十分検討し、中長期的な展望に立って、その支出が相当かどうか判断しなければなりません。

- 4 後見人等がその職務を遂行するために必要な経費（後見等事務費）

後見等事務費として、家庭裁判所に提出する書類のコピー代、切手代、各種手数料など、後見人等の仕事をするうえで発生する実費については本人の財産から支出して構いません。交通費は、公共交通機関を利用しての料金は問題ありませんが、タクシー料金や宿泊費については、必要性和金額が釣り合わない場合は認められないことがあります。分からない場合には、事前に家庭裁判所にご相談ください。

5 本人が負っている**債務の弁済**

本人が第三者に対して債務を負っている場合には、後見人等は本人の財産から弁済しなければなりません。ただし、債務といっても、贈与（もらったもの）なのか、借入金（返すべきもの）なのか、法律的な趣旨があいまいなものもあります。債務について証書等が残っていない場合には、本人が本当に債務を負っているかどうか十分に確認する必要があります。そういった事情がある場合には、弁済する前に家庭裁判所（監督人がいる場合は監督人）に相談してください。

6 本人に**扶養義務がある者（配偶者、未成年の子等）の生活費**

本人に一定の収入や資産があり、収入がない配偶者や未成年の子がいる場合には、本人は、配偶者や子に対して扶養義務を負っていることになり、適正な範囲内で本人の財産から支出することができます。

ただし、家族の生活費として無制限に支出することはできず、収支を明確にした上で必要な範囲での支出に限られます。

○ 原則として、本人の財産から支出できるもの(一例)

- (1) 本人の生活費（本人の食費，被服費，光熱費，住民税，健康保険料等）
- (2) 本人の療育看護（身上保護）のための費用（本人の医療費，施設の費用等）
- (3) 本人の財産を管理するための費用（本人の所有する不動産の管理費等）
- (4) 後見人等がその職務を遂行するために必要な経費（後見等事務費）
- (5) 本人が負っている債務の弁済（注意事項あり）
- (6) 本人に扶養義務がある者（配偶者，未成年の子等）の生活費（扶養義務）

× 本人の財産から支出できないもの(一例)

- (7) 後見人等が本人の財産を私的に流用すること
 - ・ 後見人等が本人からお金を借りること
 - ・ 後見人等が本人とは全く別世帯であるにも関わらず，後見人等及びその家族の生活費を支出すること
 - ・ 本人の不動産を売却してその代金を後見人等，親族や知人の債務の弁済や不動産その他のものを購入するために費消すること
 - ・ 後見人等名義の債務を弁済すること
 - ・ 本人が契約した保険について，本人が死亡した場合の死亡保険金の受取人を後見人等に変更すること
 - ・ 本人が利用しない親族が所有する家屋の改築，修繕費
- (8) 家庭裁判所の審判を経ないでした後見人等の報酬の支払
- (9) 社会通念上過大な慶弔費
- (10) 投資，贈与

このほか，本人の財産を支出してよいのか判断に迷うような場合には，事前に家庭裁判所にご相談ください。

なお，お問合せの際には，巻末資料のチェックリストで，ご確認の上，お問合せください。

Q 9 慶弔費の支出

本人の親戚や親しい知人の冠婚葬祭に際し、本人名義で本人の財産から香典やお祝い金を支出してもよいのでしょうか。

A 支出の必要性，妥当性を慎重に判断してください。本人の財産状況や相手方との関係の深さなどによって常識的な範囲内の金額であれば支出してよい場合もあります。

- 1 本人の財産は，本人の生活を維持することに直接関係すること以外には使ってはいけません（Q 8 参照）。慶弔費の支出は，必要性や相当性を慎重に判断する必要があります。
- 2 その上で，本人と先方との関係によっては，社会通念上，本人名義で香典やお祝い金を渡すのが相当な場合もあるでしょう。その場合には，本人の財産状況や相手方との関係に照らして常識的な金額の範囲内の支出ならば，認められることもあります。**これらの支出の必要性，相当性について疑問がある場合には，家庭裁判所に相談してください。**
- 3 不相当な支出があった場合には，家庭裁判所から，その分についての返還を指示されることがあります。

Q10 本人の財産の処分

本人が自宅とは別に所有している土地を売却したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 必要がある場合、本人の財産（自宅の土地、建物を除く）の処分は、後見人等の責任で行ってかまいませんが、本人に損害を与えないよう、処分の必要性、他の方法の有無、処分する金額の相当性などを事前に十分に検討する必要があります。

不安がある場合は、売却の前に家庭裁判所へ相談してください。

- 1 後見人等は、本人の財産を適正に管理する義務を負う一方で、本人を代理して本人の財産を処分する権限が与えられています。
ただし、土地を売却すると費消しやすい現金になり、また、土地に抵当権を設定すると財産的価値が減少するので、むやみに財産の処分をすることは望ましくありません。
- 2 本人の財産を処分する必要がある場合、処分に当たっては、その必要性や、ほかに妥当な方法がないかどうか本人の現在の財産額などを考えて、本人に損害を与えないよう注意する必要があります。本人に損害を与えた場合、後見人等は損害を賠償する責任を負います。
- 3 本人の財産を処分した場合には、本人の利益に配慮して適切に処分したことを説明できるよう、処分に関する資料（売却に当たって業者が作成した評価書、売買契約書、諸経費の領収証など）を必ず保管しておいてください。
- 4 重要な財産を処分する場合で、後見人等だけでは判断に困ることがあるときは、事前に、家庭裁判所に相談してください。

Q11 本人の自宅の処分

本人は、入院が長引いていて、自宅に戻ることは難しいようです。本人の自宅が空き家になっていて不用心なので、売却したいと思っています。

A 本人の自宅の土地・建物を売却すること，抵当権の設定をすること，建物を取り壊すこと，あるいは借りているアパートの契約を解除することについては，家庭裁判所の許可が必要です。具体的には，「居住用不動産処分の許可の申立て」が必要です。

1 居住用不動産処分の許可の申立て

本人が自宅として居住する不動産のことを居住用不動産といいます。**居住用不動産は，本人が現に居住として使用している不動産に限らず，本人が現在は病院や施設に入所しているために居住していないが，将来居住する可能性がある不動産や過去に居住したことがある不動産も含まれます。**許可が必要かどうかの判断に迷った場合は，事前に家庭裁判所へ相談してください。

2 「処分」とは

処分は，売却のほか，リフォーム，取壊し，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定・追加も含まれます。許可の審判を受けずに居住用不動産を処分した場合，その契約は無効になります。損害が発生した場合には，後見人等は損害を賠償する責任を負います。

3 処分の必要性和相当性の有無

家庭裁判所が許可をするか否かを判断する際，処分の必要性の有無を検討します。手持ちの流動資産が乏しいため，資産を確保するために居住用不動産を処分するという場合には必要性があるといえますが，本人の利益にならない場合は，必要性があるとはいえません。また，売却の場合は適正価格で売却していただく必要があり，その裏付けとなる資料を家庭裁判所に提出しなければなりません。

家庭裁判所が許可の判断をするには，契約内容を確認する必要がありますので，契約書案や査定書などの書類を提出していただきます。

審理には日数を要することがありますので，実際に契約を締結する日まで余裕を持って申立てをするようにしてください。

4 報告について

許可を受けた処分の手続が終了したら，許可どおりの手続が終了したことが分かる資料（全部事項証明書（不動産登記簿謄本），契約書，金銭の移動が分かる通帳の写し，費用明細書など）を添付して，家庭裁判所へ報告してください。

Q12 遺産分割に当たっての留意点

近々、遺産分割が予定されていますが、本人は相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、本人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。

A 遺産分割協議に当たっては、本人が不利益を受けないよう、十分に配慮してください。原則として本人の法定相続分（民法900条参照）を本人の取り分として確保してください。

1 本人の相続分について

遺産分割協議においては、本人の相続分について、相続における本人の権利を守るため、原則として法定相続分を確保してください。

2 家庭裁判所の調停の利用

相続人の間で意見がまとまらず、分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

3 本人と後見人等とが利益相反関係にある場合

例えば、後見人等と本人がともに相続人である場合には、後見人等が、自分の立場と本人の法定代理人という2つの立場を同時に持つことになりますが、2つの立場を兼ねることを許してしまうと、後見人等が自分の取り分を多くして、本人の取り分を少なくすることもでき、本人の利益が守られない事態が想定されます。この状態を「利益相反」と言います。

遺産分割の場合のほかにも、後見人等と本人との間で不動産売買などの取引を行う場合なども、この「利益相反」に当たります。

4 「特別代理人選任※」の申立て

本人と後見人等が利益相反関係にある場合、目的となっている取引等を行うためには、利益が相反しておらず、本人のために公正に代理権を行使できる別の人を本人の代理人に選任する必要があります。この代理人を「特別代理人」といいます。

特別代理人を選任するには、まず、家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをしてください。特別代理人選任の申立ての際は、利益相反の関係に当たる行為について具体的に記載してください。申立てが認められれば、家庭裁判所が特別代理人を選任します。

なお、特別代理人候補者も本人と利益相反の関係にない者でなければなりません。

特別代理人は、その手続だけのために選ばれるものですから、手続（遺産分割協議等）が終われば、当然に仕事は終了します。

5 後見監督人が選任されている場合

後見監督人が本人の代理人となるため，特別代理人選任の申立ては不要です。

※保佐では「臨時保佐人」，補助では「臨時補助人」という制度になります。

Q13 本人の財産が少なくなったとき

本人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまうたら、後見人等が本人の生活費を負担しなければならないのでしょうか。

A 最初から本人の財産が少ない場合や、入院費や高額な修繕費を支払ってしまうなどして、本人の生活費に余裕がなくなる場合があります。そのような場合には、本人の扶養義務者が本人の生活費を負担します。

1 扶養義務者は、本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹です。後見人等が扶養義務者に該当する場合には、民法上、本人の生活費を負担する義務を負う場合があります。

2 本人に身寄りがない場合や、親族がいても援助できない場合は、生活保護等の公的援助の手続を検討してください。

生活保護は、全ての資産を生活維持のために最大限活用し、年金や各種手当など他の制度による給付を受けるなどしても世帯の収入が最低生活費に満たない場合に受給することができます。まずは、年金や各種手当など受給できるものがないか、現在本人が居住している地域を所管する福祉事務所（市町村役場）に相談してください。

Q14 本人の財産が多額になったとき

管理財産が多額なのですが，家庭裁判所から後見制度支援信託・支援預貯金という制度があると聞きました。いったいどういう制度なのでしょう。

A 後見制度支援信託・支援預貯金とは，本人の財産のうち，日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人等が管理し，それ以外の普段使わない金銭を信託銀行等に預ける仕組みです。

信託・預託財産の払戻しや，信託・預託契約を解除するには，あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

なお，後見人等から，信託等を利用する旨の意向が示されない場合でも，報告された財産状況によっては，本人の財産をより適正に管理するため，家庭裁判所が職権で弁護士等の専門職の後見人等を選任するなどして信託等の利用を検討することがあります。

Q 15 報酬の付与

後見人等には報酬が支払われると聞きましたが、後見人等が親族の場合でも払ってもらえるのですか。もらえるとすれば、いくらもらえるのですか。

A 報酬付与の申立ては、弁護士等の専門職に限らず親族の後見人等もすることができます。報酬は「後払い」になりますので、ある程度の期間、後見人等の仕事をしてからでなければ請求することができません。

なお、報酬は、本人の財産から支払うことになります。

1 報酬の支払を希望する場合には、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」をする必要があります。申立書の様式は、家庭裁判所に備え付けているほか、裁判所ホームページからダウンロードすることもできます。

2 申立書のほかに手数料として、800円分の収入印紙、審判書謄本送付費用として84円切手1枚を提出していただく必要があります。

また、行った後見事務の内容を示す資料として、Q4で説明した後見事務報告書等を一緒に提出していただきます。

報酬がいくら支払われるかは、本人の財産状況や事務の難易度に応じて裁判官が決めます。その金額に不満があっても不服申立てはできません。

報酬を希望しない場合には、申立てをする必要はありません。

Q 16 後見人等の辞任について

高齢や病気のため、後見人等の仕事をこれ以上続けていくことができません。どうしたらよいでしょうか。

A 正当な事由がある場合は、家庭裁判所の許可を得て後見人等を辞任することができます。その場合は、家庭裁判所に「成年後見人等の辞任の許可」の申立てと「成年後見人等選任」の申立てをしてください。

1 後見人等は、本人の利益を守る義務を負っていますので、自由に辞任することはできませんが、高齢や病気、遠隔地への転居等により後見人等の仕事ができない場合には、家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。

2 辞任の許可の申立てをするときには、ほかに後見人等がいる場合を除き、本人の保護に支障が出ないようにするため、同時に新しい後見人等の選任申立てをしてください。

辞めたいとまでは思わないけれども、一人で後見人等の仕事を続けていくのは自信がないという場合には、弁護士、司法書士等の専門職に相談する、追加で専門職後見人等を選任する、後見監督人を付けたりする方法が考えられます。

また、費用は掛かりますが、専門家に資料作成を頼んだりすることも一つの方法です。

辞任が認められたときは、管理していた本人の財産について、財産目録を作成して管理の状況を明らかにし、後任の後見人等に引き継がなくはなりません。

Q17 本人が危篤状態、亡くなった場合の費用について

本人が危篤状態になった場合、死亡後の葬儀費用を準備していいでしょうか。また、本人が亡くなった場合、入院費用、家賃、葬儀費用を支払っていいでしょうか。

A 本人の葬儀費用を本人の財産から支出することは基本的にできません。本人が亡くなった後、生前に発生した費用は、基本的には本人の相続人が支払いますが、直ちにできない場合など、例外的に後見人等が支払うことが認められる場合があります。

1 本人が死亡すると、後見等事務は終了し、本人の財産は相続され、生前の入院費や家賃等の支払は相続人が支払義務を負います。

また、死亡により、後見人等の権限がなくなり、後見人等が本人名義の預貯金口座から金銭を払い戻すことはできなくなるため、基本的には、相続人に支払を任せることになります。

しかし、支払が遅れると遅延損害金が発生するため、相続人に代わって後見人等が早く支払をすることは相続人にとって有益です。

そのため、本人の相続人が入院費や家賃等を支払うことが実質的にできない場合には、例外的に、後見人等が生前に発生した入院費や家賃を支払うことが認められる場合があります。

ただし、相続財産の中から支払うことになるため、**事後のトラブルを回避するため、資料を整理し、相続人の了解を得てから**行ってください。

2 葬儀は本人の死亡後に喪主の主宰により行われるものであり、葬儀の主宰は、後見人等の職務には含まれていないことから、葬儀費用は喪主が負担するものと考えられています。

もっとも、相続人が遠隔地にいたり、親交がなかったりなど、相続人が葬儀を行うことができない場合には、後見人等が葬儀を行わざるを得ないことがあります。このような事態が想定される場合にはあらかじめ、葬儀方法・支払について相続人と協議し、**事後のトラブルを回避するため、相続人全員の了解を得てから**、葬儀を行い、本人の財産から葬儀費用を支出してください。

3 火葬・埋葬については、成年後見人に限り、民法873条の2第3号により家庭裁判所の許可を得て行うことが認められ、その場合の費用については同上第2号の許可により預貯金を払い出すことができます。

保佐人や補助人にはこの規定はありませんので、身寄りのない方の火葬・埋葬の必要が想定される場合には、あらかじめ自治体に相談しておいてください。

Q 18 後見人等の任務の終了

- ① 後見人等に選任されましたが、後見人等の役目はいつまで続くのですか。
- ② 後見人等の役目を終えるときには何をしたらよいでしょうか。

A

- ① 成年後見人等の事務は、本人の病状が回復して、後見等開始の審判が取り消されるか、本人がお亡くなりになるまで続きます。未成年後見人は、未成年被後見人が成人に達する日まで続きます。

また、後見人等の辞任・解任によっても、当該辞任・解任となった後見人等の事務は終了します。

- ② 後見人等の事務が終了したら次の事項を行ってください。

1 家庭裁判所へ連絡

本人が亡くなったときは、まず、裁判所に御連絡ください。その後、本人の死亡事実が記載された、「戸籍の全部事項証明書」又は「死亡診断書のコピー」を添付して、家庭裁判所に報告してください。

未成年被後見人が誕生日を迎えたことにより成年に達した場合は、連絡は不要です。

なお、民法の一部を改正する法律（平成30年法第59号）の施行により、令和4年4月1日時点で18歳に達している未成年被後見人は、同日に成年に達することになります。

2 管理の計算及び財産等の引継ぎ

後見等事務終了時点での財産の収支を計算し、その現状について、相続人に引継ぎをして、「**後見等事務終了報告書**」と「**財産目録（通帳の写し添付）**」を作成の上、**2か月以内に家庭裁判所へ提出してください。**

3 成年後見人等は東京法務局へ「終了登記」の申請

本人が亡くなったときは、成年後見人等が後見終了登記の申請をしなければなりません。申請の用紙や方法については東京法務局又は最寄りの地方法務局にお問合せください。

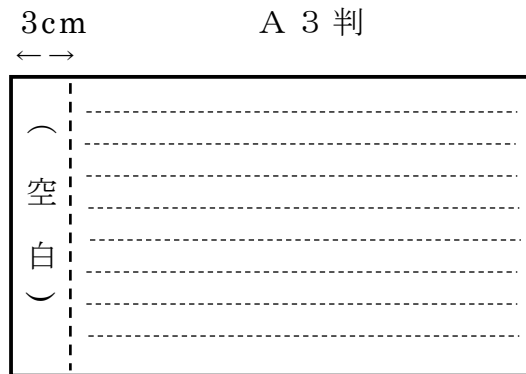
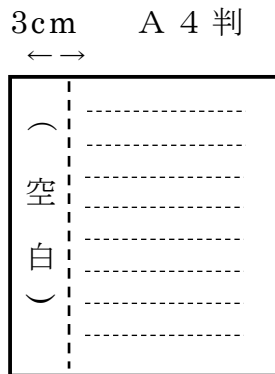
後見等開始の審判が取り消された場合や辞任・解任の場合には、家庭裁判所が登記手続を行います。

4 未成年後見人は市町村役場へ後見終了届

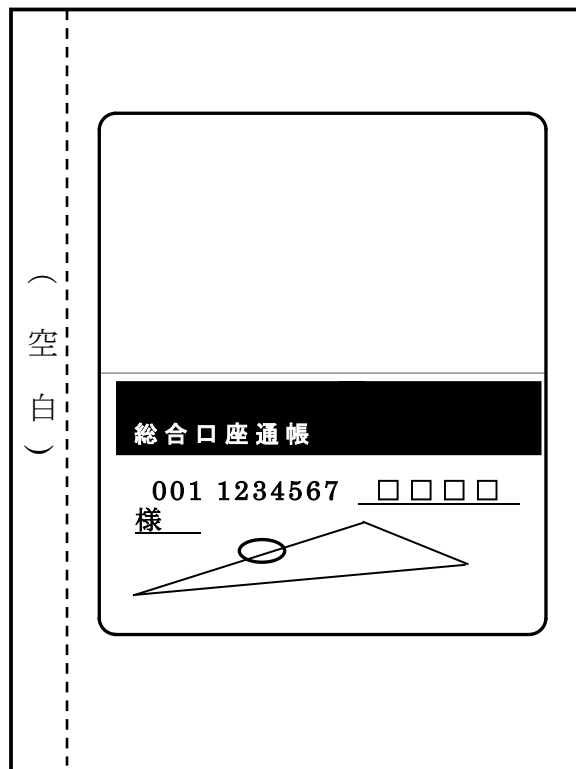
未成年後見の場合は、未成年者の本籍地又は未成年後見人等の住所地の市町村役場に「後見終了届」を提出してください。

コピーの取り方

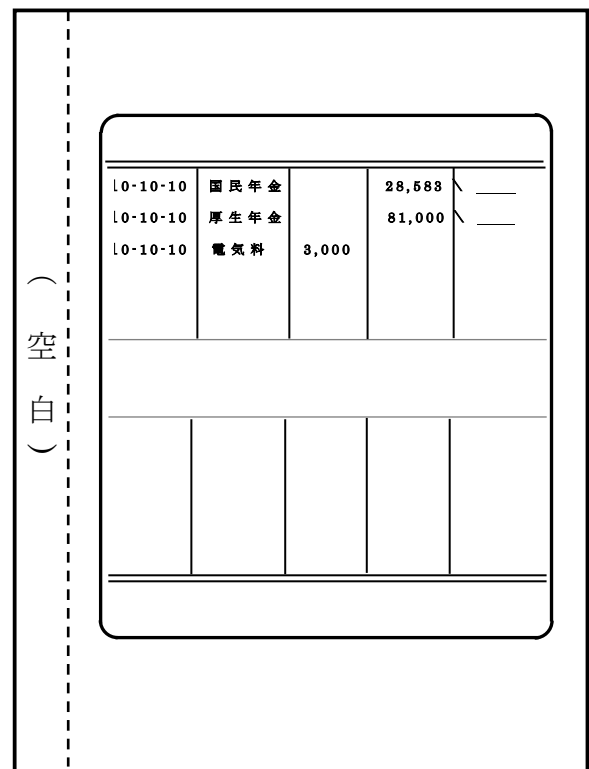
- 1 用紙は **A 4 判**（今お読みいただいている用紙のサイズです）をお願いします。入りきらないときは **A 3 判** をお使いください。
- 2 家庭裁判所の記録は基本的に「**A 4 判縦、左とじ**」です。
したがってコピーをしていただく際は、**A 4 用紙を縦にしたとき、その左側に 3 センチ程度の空白（とじしろ）**ができるようにしてください。



- 3 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。
 - ア **表紙**（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります）
 - イ **表紙をめくってすぐの見開きページ**（口座番号、取扱支店名などの記載があります）
 - ウ 定期預金のページ（定期預金がない場合でも必要です）
 - エ **提出日のなるべく直前に記帳**していただいた上で、過去 1 年分の取引が記載されている全部のページ。旧通帳がある場合は、それも全ページ。



ア 表紙のコピー例



ウ 記帳のあるページのコピー例

- 4 保険証券など裏表に記載があるものは、**両面とも**コピーしてください。
- 5 複数の領収書やレシートを 1 枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。

後見事務報告書

本人の生活状況について

- 1 前回報告以降、本人の住所に変化はありましたか。

☐ 変わらない。 ☒ 以下のとおり変わった。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（※ 入院先、入所施設などを含む。）

○○市○○町 1-2-3 特別養護老人ホーム○○○○

※ 変わったことが確認できる資料（住民票、入院や施設入所に関する資料など）を本報告書とともに提出してください。

- 2 前回報告以降、本人の健康状態や生活状況に変化はありましたか。

☐ 特にない。 ☒ 以下のとおり変化があった。

本人の認知症が進行し、自宅での介護が難しくなったので、特別養護老人ホーム○○○○に入所した。

本人の財産状況について

※別添財産目録を作成したうえで、以下の項目にご記入ください。

- 1 前回報告以降、月々の定期収入と定期支出に変化はありましたか。

☐ 特に変わらない。

☒ どちらかが変わった。もしくは両方とも変わった。

（「変わった」と答えた場合）変わった理由は何で、変わった後の月額はいくらですか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

本人が特別養護老人ホームに入所したため、毎月8万円の施設費用が必要になり、月額の支出合計が18万円になった。

- 2 前回報告以降、1回につき10万円を超えるような臨時収入がありましたか。

☐ ない。 ☒ ある。

（「ある」と答えた場合）その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

1 本人の配偶者である亡○○○○の遺産として令和○年○月○日に200万円の収入があった。

2 本人の生命保険の満期返戻金として、令和○年○月○日に100万円の収入があった。

3 前回報告以降、1回につき10万円を超えるような臨時支出がありましたか。

☐ ない。 ☒ ある。

(「ある」と答えた場合) その内容と金額はどのようなものですか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

1 本人の車の購入費用として、令和〇年〇月〇日に15万円を支出した。

2 本人が令和〇年〇月〇日に病院で〇〇の手術をした際の手術費用として30万円を支出した。

4 前回報告以降、本人が得た金銭(定期収入、臨時収入の全てを含む。)は、全額、今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

☒ はい。 ☐ いいえ。

(「いいえ」と答えた場合) 入金されていないお金はいくらで、現在どのように管理していますか。また、入金されていないのはなぜですか。以下にお書きください。

5 前回報告以降、本人の財産から、本人以外の人(本人の配偶者、親族、後見人自身を含みます。)の利益となるような支出をしたことがありますか。

☒ ない。 ☐ ある。

(「ある」と答えた場合) 誰のために、いくらを、どのような目的で支出しましたか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

6 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

以上のとおり間違いありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

住 所 〇〇市〇〇町3-5-7

成年後見人 〇 〇 〇 〇

印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※ ☐ がある箇所は、必ずどちらか一方の口には点を入れてください。

※ 完成したら、裁判所に提出する前に写しを取って、次回報告まで大切に保管してください。

財 産 目 録

1 不動産（土地・建物）

	所在地	地目・用途等	固定資産税評価額	管理状況等
1	山形市〇〇2-10-12	宅地	3,456,000	後見人が管理
2	同	木造2階建て	1,234,000	居宅
3				

2 預貯金

	金融機関(支店)名	種類	口座番号	金額(円)	管理状況等
1	ゆうちょ銀行	通常	10100-1234567	7,654,320	後見人が管理
2	同	定額	54321-45678901	2,000,000	同
3	〇〇銀行〇〇支店	普通	12345678	123,300	同
4					
5					
6					
7					
			合計	9,777,620	

3 生命保険等（契約者が本人のもの）

	保険会社名	保険の種類・証券番号	保険金額	管理状況等
1	かんぽ生命	90-30-01234567	6,000,000	後見人が管理
2	〇〇生命	終身KK-98765-333	5,000,000	同

4 負債

	種類	月々の返済額	金額（残債務額）	管理状況等
1	〇〇銀行(住宅ローン)	80,000	9,876,500	預貯金3の口座から引き落とし
2				
合計		80,000	9,876,500	

5 現金・その他

	種類・特徴等	価額	管理状況等
1	△△(株) 3000株	額面500円	後見人が管理
2			

収支予定表 (1か月あたりの収支の概算を記載してください。)

各 種 収 入	月 額 (年 額 ÷ 12) (円)	備 考
給与		
年金 (国民年金)	83,000	預貯金1の口座に入金
年金 ()		
賃料収入	200,350	預貯金3の口座に入金
その他 ()		
その他 ()		
その他 ()		
収入合計 (月額)	月額 283,350円 …①	

各 種 支 出	月 額 (円)	備 考
医療費 (入院費・通院費)	20,000	薬代を含む。
施設使用料	85,000	
生活費 (食費等)	20,000	小遣い・被服費を含む。
所得税	8,000	
住民税	16,000	
固定資産税	12,000	
社会保険料	3,000	
介護保険料	7,000	
生命保険料		
損害保険料		
負債の返済	20,000	
その他 ()		
その他 ()		
その他 ()		
支出合計 (月額)	月額 191,000円 …②	

※収入①－支出②＝月額 (＋・－) 92,350円…③

※年額 (③の12倍) (＋・－) 1,108,200円

<財産管理Q & A（チェックリスト）>

- … 原則として、あらかじめ家庭裁判所に確認する必要はありません。
△… 事案により扱いが異なるため、事前に家庭裁判所にお問合せください。
×… 原則として認められません。

<財産の管理方法>

- ☐ 本人の預貯金をまとめたり，ペイオフ対策で分散したりすること
→ ○
- ☐ 普通預金を定期預金にすること
→ ○
- ☐ 通帳や証書を病院や施設，第三者に管理してもらうこと
→ △
原則として，後見人等が管理する必要があります。ただし，本人が遠方の施設に入所しているなど施設に通帳を管理してもらう必要性があり，施設の管理状況にも問題がない場合等は認められることもあります。
しかし，預けた先で問題が生じたときは後見人等が責任を問われる可能性がある点に留意してください。
- ☐ 本人の預貯金を引き出し，現金を手元で保管すること
→ △
日常の収支程度の現金を手元で保管することはできますが，多額の現金を手元で保管することは認められません。
- ☐ 預貯金を後見人等の個人名義で管理すること
→ ×
預貯金は，「本人」名義か「成年被後見人〇〇（本人の氏名）成年後見人△△（後見人等の氏名）」名義のいずれかで管理する必要があります。
- ☐ 本人の財産を元本が保証されないもの（株式，投資信託等）に投資すること
→ ×
本人の財産が減少する危険性があるため，認められません。原則として，国債，養老保険，投資型年金等も認められません。本人が後見等を開始する前から所有している株式，投資信託等については保有，売却することは認められますが，売却金で新たな投資をすることは認められません。

☐ 本人の財産から生前贈与を行うこと

→ ×

相続税対策として生前贈与を行うことも認められません。

☐ 遺産分割において本人の相続分をゼロとすること

→ ×

原則として本人の法定相続分を確保する必要があります。ただし、債務超過であることが明らかな場合は相続放棄することができます。

<支出の可否>

☐ 本人の生活費（食費，光熱費，被服費），入院又は施設入所費用，介護費用

→ ○

☐ 本人に関する税金，保険料等

→ ○

☐ 後見等の事務に関する諸費用

→ ○

本人に面会する際の後見人等の交通費は相当な範囲で認められますが、後見人等の日当や食事代等は認められません。

☐ 本人が生計の柱であった場合の生活費

→ △

本人に一定の収入や資産があり，収入がない配偶者や未成年の子がいる場合には，本人は，配偶者や子に対して扶養義務を負っていることになり，適正な範囲内で本人の財産から支出することができます。

ただし，家族の生活費として無制限に支出することはできず，収支を明確にした上で必要な範囲での支出に限られます。

☐ 本人の入院先や入所施設への謝礼，寄付

→ △

認められるかどうかは場合によります。家庭裁判所へご相談ください。

☐ 親族や近隣への慶弔費（誕生祝い，お年玉，入学祝い等を含む）

→ △

Q 9 参照

☐ 裁判所の審判を経ずに後見人等の報酬を本人の財産から受け取ること

→ ×

□ 第三者に裁判所への提出書類の作成を依頼した場合の費用

→ ×

家庭裁判所に提出する後見事務報告書等の書類は、後見人等自身で作成してください。第三者の専門家に依頼した場合、その費用は後見人等自身が負担すべきであり、本人の財産から支出することは認められません。

□ 親族等が本人を見舞う際の交通費等

→ △

本人の家族や親族、知人等が本人を見舞うための交通費等の支出が認められる場合があります。

□ 親族や他人に金を貸し付けること

→ ×

金銭消費貸借契約書、借用書、返済計画書等を作成した場合でも貸付けは認められません。

□ 本人の不動産を親族や他人に贈与したり、低価格で売却したりすること

→ ×

□ 本人名義の建物に居住する親族の生活費（光熱費，食費）

→ ×

ただし、本人に扶養義務のある者がいる場合を除きます。

□ 本人が居住する見込みがない家屋の購入，改築

→ ×

例えば、在宅での介護が困難なため本人が施設に入所しているといった場合に、親族のために、本人の財産から本人宅の改築費用を支出することは認められません。

～メモ欄～ 後見人等に選任されたら情報を控えておきましょう。

本人の氏名	
事件番号	令和 年（家）第 号
後見人等の氏名	
登記番号 （登記完了後に裁判所からお知らせします）	第 — 号
裁判所への自主報告月	毎年 月



かーくん